

## 令和3年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧

合計65件（専決処分報告議案2件・予算議案34件・条例議案14件・一般議案1件・道路議案2件・人事議案12件）

### 《専決処分報告議案》

議案第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第20号））

議案第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和2年度さいたま市一般会計補正予算（第21号））

### 《予算議案》

議案第3号～議案第18号

（内容）

- ・ 令和2年度さいたま市一般会計補正予算 1件
- ・ 令和2年度さいたま市特別会計補正予算 12件
- ・ 令和2年度さいたま市水道事業会計補正予算 1件
- ・ 令和2年度さいたま市病院事業会計補正予算 1件
- ・ 令和2年度さいたま市下水道事業会計補正予算 1件

議案第19号～議案第36号

（内容）

- ・ 令和3年度さいたま市一般会計予算 1件
- ・ 令和3年度さいたま市特別会計予算 14件
- ・ 令和3年度さいたま市水道事業会計予算 1件
- ・ 令和3年度さいたま市病院事業会計予算 1件
- ・ 令和3年度さいたま市下水道事業会計予算 1件

### 《条例議案》

議案第37号 さいたま市民の日条例の制定について

（所管課所・都市戦略本部都市経営戦略部）

魅力ある本市を将来にわたって創っていくことを期する日としてさいたま市民の日を設けるため、新たに条例を制定するもの。

（内容）

#### 1 趣旨

- ・ 市民が、郷土である本市の歴史や文化に親しみ、市民としての一体感とまちづくりに自ら参画する意識を高め、魅力ある本市を将来にわたって創っていくことを期する日としてさいたま市民の日を設けることとするもの。

#### 2 市民の日

- ・ 市民の日は、5月1日とするもの。

#### 3 市の取組

- ・ 市は、1の趣旨にふさわしい取組を行うものとするもの。

#### 4 使用料等の免除

- ・ 市民の日には、市の設置した公の施設の使用料等で市長が指定するものについて、当該公の施設の使用料等を定めた条例の規定にかかわらず、これを免除することとするもの。

#### 5 市民等の協力

- ・ 市は、広く市民及び団体に対し、1の趣旨にふさわしい催し等の実施について協力を求めるものとするもの。

(施行期日) 公布の日

### 議案第38号 さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・総務局人事部職員課)

児童虐待対応等に直接従事する職員の精神的・肉体的負担を考慮し、その処遇を改善するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 児童相談所等業務手当の創設

(1) 児童虐待への対応又は児童の一時保護の業務等に従事した職員に支給する手当として、児童相談所等業務手当を創設するもの。

(2) 児童相談所等業務手当の支給限度額を1日につき1,000円とするもの。

(施行期日) 公布の日(適用は令和2年4月1日)

### 議案第39号 さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健所食品衛生課)

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定及び食品衛生法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

#### 1 手数料の新設

- ・ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に規定する輸出証明書の発行及び適合施設の認定の審査に係る手数料を新設するもの。

#### 2 手数料の改定等

- ・ 食品衛生法による営業許可制度が見直されたことに伴い、手数料を改定するとともに、その他規定の整備を行うもの。

(施行期日) 1については令和3年4月1日、2については同年6月1日

### 議案第40号 さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局建築部建築総務課)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

#### 1 手数料の区分の変更

- ・ 建築物エネルギー消費性能基準の適合義務の対象が拡大することを踏まえ、対象建築物の床面積の合計に応じて定めている低炭素建築物新築等計画の認定、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に要する手数料の区分を細分化するもの。

2 規定の整備

- ・ 条例で引用している建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の条項を整備するもの。

(施行期日) 令和3年4月1日

**議案第41号 さいたま市合併振興基金条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・都市戦略本部都市経営戦略部)

合併振興基金を処分するため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 処分規定の追加
- ・ 基金は、市民の連帯の強化又は地域振興のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができることとするもの。

(施行期日) 公布の日

**議案第42号 さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・子ども未来局子ども育成部青少年育成課)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、放課後児童支援員の資格要件を見直すため、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 放課後児童支援員の資格要件の見直し
- ・ 認定資格研修の実施者に中核市の長を加えるもの。

(施行期日) 令和3年4月1日

**議案第43号 さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

(所管課所・保健福祉局福祉部国民健康保険課)

国民健康保険税の税率及び課税限度額の見直し等に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 税率及び課税限度額の改定

- ・ 国民健康保険税の税率及び課税限度額について、次のとおり改めるもの。

			改正前	改正後
基礎課税額	税率	所得割額	7.51%	改正なし
		均等割額	29,500円	改正なし
	課税限度額		61万円	63万円
後期高齢者支援金等課税額	税率	所得割額	2.11%	2.24%
		均等割額	8,500円	9,100円
	課税限度額		19万円	改正なし
介護納付金課税額	税率	所得割額	2.02%	2.10%
		均等割額	9,700円	10,200円
	課税限度額		16万円	17万円

2 均等割額の減額に係る所得の基準及び割合等の見直し

- (1) 国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の規定の整備を行うもの。
- (2) 世帯の所得に応じた国民健康保険税の均等割額の減額に係る割合等について、次のとおり改めるもの。

		改正前	改正後
基礎課税額	7割軽減	20,650円	改正なし
	5割軽減	14,750円	改正なし
	2割軽減	5,900円	改正なし
後期高齢者支援金等課税額	7割軽減	5,950円	6,370円
	5割軽減	4,250円	4,550円
	2割軽減	1,700円	1,820円
介護納付金課税額	7割軽減	6,790円	7,140円
	5割軽減	4,850円	5,100円
	2割軽減	1,940円	2,040円

(施行期日) 令和3年4月1日

**議案第44号** さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・環境局環境共生部環境対策課)

大気汚染防止法等の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 解体等建設工事に係る事前調査に関する記録の作成等
  - ・ 元請業者又は自主施工者が実施する石綿含有建築材料の使用の有無等の事前調査に関する記録の作成及び保存並びに現場への備置きの規定を設けるもの。
- 2 作業実施基準及び敷地境界基準の遵守義務等の対象者の追加
  - ・ 対象者に「下請負人」を加えるもの。
- 3 勧告
  - ・ 元請業者又は自主施工者が石綿含有建築材料の使用の有無等の事前調査に関する記録の写しを現場に備え置いていない場合、勧告を行うことができることとするもの。

(施行期日) 令和3年4月1日等

**議案第45号** さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・保健福祉局保健部食品・医薬品安全課)

食品衛生法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 規定の削除
  - ・ 食品衛生法による営業許可制度が見直されたことに伴い、営業の届出等に関する規定を削るもの。
- 2 規定の整備
  - ・ 条例で引用している食品衛生法及び食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号）の条項を整備するもの。

(施行期日) 令和3年6月1日

## 議案第46号 さいたま市犯罪被害者等支援条例の制定について

(所管課所・市民局市民生活部市民生活安全課)

犯罪被害者等基本法の制定を踏まえ、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的として、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念、責務及び犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

(内容)

### 1 基本理念

- ・ 犯罪被害者等の支援は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならないこととするもの。
  - ア 犯罪被害者等の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利が尊重されるよう配慮して行われるべきものであること。
  - イ 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう配慮するとともに、二次被害等を生じさせることがないように行われるべきものであること。
  - ウ 犯罪被害者等が平穩な生活を再び営むことができるよう必要な支援が途切れることなく行われるべきものであること。
  - エ 被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるべきものであること。
  - オ 犯罪被害者等の個人情報適切に取り扱われるように最大限配慮して行われるべきものであること。
  - カ 犯罪被害者等のプライバシー及び心理状態に配慮し、適切に行われるべきものであること。
  - キ 市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されるべきものであること。

### 2 責務

#### (1) 市

- ア 犯罪被害者等の支援に関する施策の策定及び実施
- イ アの施策を円滑に実施することができるよう、関係機関等との連携及び協力

#### (2) 市民等

- ・ 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解の促進、犯罪被害者等の地域社会での孤立の防止並びに市の犯罪被害者等の支援に関する施策への協力

#### (3) 事業者

- ア 犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解の促進、その事業活動にて二次被害等を生じさせないための配慮並びに市の犯罪被害者等の支援に関する施策への協力
- イ 犯罪被害者等の就労その他犯罪等による被害に関し、事業者に求められる手続等についての配慮

### 3 主な支援内容

- (1) 相談、情報の提供等
- (2) 見舞金の支給
- (3) 日常生活の支援
- (4) 心理的外傷からの回復に向けた支援

- (5) 居住の安定に向けた支援
  - (6) 安全の確保に向けた施策
  - (7) 雇用の安定に向けた施策
- (施行期日) 令和3年4月1日

**議案第47号** さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について  
(所管課所・市民局市民生活部市民協働推進課)

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 規定の整備
- ・ 条例で引用している特定非営利活動促進法の条項を整備するもの。

(施行期日) 令和3年6月9日

**議案第48号** さいたま市SDGs企業認証審査会条例の制定について  
(所管課所・経済局商工観光部経済政策課)

持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための取組を実践する市内企業等の認証について審査する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための取組を実践する市内企業等の認証について審査し、及び当該認証制度の推進に関し必要な事項について調査審議するため、さいたま市SDGs企業認証審査会を設置するもの。

2 組織

- (1) 審査会は、委員12人以内をもって組織することとするもの。
- (2) 委員は、産業政策又は企業経営に関し識見を有する者、関係団体の代表者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱することとするもの。

3 任期

- (1) 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないこととするもの。
- (2) 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするもの。

4 さいたま市CSR推進会議の廃止

- ・ さいたま市SDGs企業認証制度の開始に伴い、さいたま市CSRチャレンジ企業認証制度を廃止するため、さいたま市CSR推進会議について廃止するもの。

(施行期日) 令和3年4月1日

**議案第49号** さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会条例の制定について  
(所管課所・都市局都市計画部都市公園課)

公募対象公園施設に係る設置等予定者の選定に関し審議する附属機関を設置するもの。

(内容)

1 設置

- ・ 市長の諮問に応じ、公募対象公園施設に係る設置等予定者の選定に関し必要な事項を審議するため、さいたま市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会を設置するもの。

2 所掌事務

- ・ 委員会は、評価の基準の策定、設置等予定者の選定等について、審議する。

### 3 組織

- (1) 委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- (2) 委員は、学識経験を有する者及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命することとするもの。

### 4 任期

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないこととするもの。
- (2) 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするもの。

(施行期日) 令和3年4月1日

## 議案第50号 さいたま市道路の構造の技術的基準及び道路標識に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・建設局土木部道路計画課)

道路構造令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- 1 交通安全施設に関する基準の改正
  - ・ 道路の構造の技術的基準のうち、交通安全施設に関する規定に自動運行補助施設を追加するもの。
- 2 歩行者利便増進道路に関する基準の新設
  - ・ 道路の構造の技術的基準に歩行者利便増進道路に関する規定を新たに設けるとともに、その他規定の整備を行うもの。

(施行期日) 公布の日

《一般議案》

## 議案第51号 包括外部監査契約について

(所管課所・総務局総務部総務課)

包括外部監査契約を締結するため、議決を求めるもの。

(内容)

- 1 契約の目的  
包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期  
令和3年4月1日
- 3 契約金額  
1,700万円を上限とする額
- 4 契約の相手方  
松浦 竜人

《道路議案》

## 議案第52号 市道路線の認定について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	2 路線
開 発	1 2 路線
合 計	1 4 路線

### 議案第 5 3 号 市道路線の廃止について

(所管課所・建設局土木部土木総務課)

(内容)

一 般	3 路線
開 発	2 路線
合 計	5 路線

《人事議案》

### 議案第 5 4 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
宮西 陽子	再任

### 議案第 5 5 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
上野 康子	新任

### 議案第 5 6 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

(所管課所・総務局総務部総務課)

固定資産評価審査委員会委員に選任するため、同意を求めるもの。

氏 名	区 分
山神 和子	新任

### 議案第 5 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
小川 恵美子	再任

### 議案第 5 8 号 人権擁護委員候補者の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏 名	区 分
伊藤 恵子	新任

**議案第59号 土地利用審査会委員の任命について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
柴田 忠	再任

**議案第60号 土地利用審査会委員の任命について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
中村 仁	再任

**議案第61号 土地利用審査会委員の任命について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
山口 和範	再任

**議案第62号 土地利用審査会委員の任命について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
山下 裕子	再任

**議案第63号 土地利用審査会委員の任命について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
上杉 徳子	新任

**議案第64号 土地利用審査会委員の任命について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
小松 登志子	新任

**議案第65号 土地利用審査会委員の任命について**

(所管課所・総務局総務部総務課)

土地利用審査会委員に任命するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
西形 知行	新任